

AvanStrate 株式会社第 1 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
社債権者集会招集公告

第 1 回無担保社債の社債権者 各位

平成 27 年 11 月 6 日

AvanStrate 株式会社

AvanStrate 株式会社(以下「当社」といいます。)第 1 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード: JP310532AAB9)(以下「本社債」といいます。)に関して、会社法第 717 条の規定に基づき、下記のとおり社債権者集会(以下「本社債権者集会」といいます。)を開催いたしますので、ご本人又は代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席願えない場合は、事前に書面をもって議決権を行使することができます。

記

- 日時 平成 27 年 12 月 4 日(金曜日)午後 1 時 00 分
- 場所 東京都中央区京橋 1-7-1 戸田ビルディング 7 階
TKP 東京駅八重洲カンファレンスセンター カンファレンスルーム 7F
- 目的事項
本社債の社債要項の一部を変更する件

(1) 議案の内容

本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所を示します。)

旧	新
9. 償還の方法および期限 (中略) (9) 当社は、平成 27 年 10 月 31 日以降、 対象金銭消費貸借契約未弁済元本 残高に係る元本弁済は、①平成 28	9. 償還の方法および期限 (中略) (9) 当社は、平成 27 年 10 月 31 日以降、 対象金銭消費貸借契約未弁済元本 残高については、①平成 28 年度第 1

年度第1回償還期日、②平成28年度第2回償還期日、③平成29年度第1回償還期日および④平成29年10月31日の各償還期日と同日に、(i)上記①ないし③の場合においては、平成28年3月期調整フリーキャッシュフロー金額、平成29年3月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額および平成29年3月期調整フリーキャッシュフロー金額のそれぞれに、平成28年度第1回償還基準日、平成28年度第2回償還基準日および平成29年度第1回償還基準日のそれぞれの時点における各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高割合(各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高を、各基準日時点における金融負債総額で除した数値(小数点以下第5位を四捨五入する。))をいう。)を乗じた額を、(ii)上記④の場合においては、当該時点における各対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の全額を、それぞれ弁済する方法によってのみ行うものとし、上記以外の期日および方法による対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高に係る元本弁済を行わないものとする。

回償還期日、②平成28年度第2回償還期日、③平成29年度第1回償還期日および④平成29年10月31日の各償還期日とそれぞれ同日に、(i)上記①ないし③の場合においては、平成28年3月期調整フリーキャッシュフロー金額、平成29年3月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額および平成29年3月期調整フリーキャッシュフロー金額のそれぞれに、平成28年度第1回償還基準日、平成28年度第2回償還基準日および平成29年度第1回償還基準日のそれぞれの時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本総残高割合(各基準日時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の総額を、それぞれの時点における金融負債総額で除した数値をいう。)を乗じた額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)を限度として弁済する方法、(ii)上記④の場合においては、当該時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の全額を弁済する方法によってのみ元本弁済を行うものとし、上記以外の期日および方法による元本弁済を行わないものとする。

(2) 議案の提案理由

当社は、液晶ガラス市場の厳しい環境変化の下、業績見込み、足元の資金調達余力等に鑑み、平成27年11月5日に償還期日が到来することとされていた本社債残高60億4,000万円の償還を賄うだけの資金に目途の立たない状況にあったため、各種の検討・協議を踏まえ、本社債の償還期限の延長等の条件変更を本社債の社債権者様にご提案させていただき、当該条件変更は、同年10月2日開催の本社債の社債権者集会の決議によって可決・承認され、当該決議については、同月8日付で東京地方裁判所の

認可決定を得たところです。

かかる償還期限の延長等は、本社債および当社第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード: JP310532BAB7)(以下「第 2 回社債」といいます。)ならびに当社の借入金を含む、当社の金融債務全体のリスケジュールの一環としてご提案させていただいたものであり、第 2 回社債については、平成 27 年 10 月 2 日開催の社債権者集会の決議によって償還期限の延長等の条件変更が可決・承認され、同月 8 日付で当該決議に係る東京地方裁判所の認可決定を得ております。また、当社の借入金についても、同月 27 日付で弁済期限の延長等の条件変更に係る変更契約を取引金融機関様等との間で締結しております。

この点、当社の借入金については、借入金に係る弁済額の総額は社債・借入金残高に占める借入金の未返済元本残高の総額の割合に対応した金額とすることで社債権者の不利とならない内容にて了解を得ましたが、借入金に係る複数の契約の間の弁済の充当・各契約に係る弁済額等の内訳については、取引金融機関様との協議・調整の結果を反映し、社債・借入金残高に占める各契約毎の残高の割合に対応した金額に必ずしも一致しない内容にて変更契約が締結されております。これを踏まえ、本社債の要項のうち借入金の返済に関する部分につき、かかる変更契約の内容に沿った形での変更を再度ご提案させていただくこととなった次第です。

なお、上記のとおり、上記変更契約は、借入金に係る弁済額の総額を社債・借入金残高に占める借入金の未返済元本残高の総額の割合に対応した金額とするものであり、したがって、当該変更契約およびこれを踏まえた本社債の要項の上記変更は、本社債(および第 2 回社債)に係る償還額その他の償還の方法および期限に影響を与えるものではございません。

(3) 補足事項

- ① 本社債権者集会において議決権を行使される場合は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)第 86 条第 2 項の規定に基づき、本社債権者集会の日の 1 週間前(平成 27 年 11 月 26 日(木曜日))までに、本社債に係る 86 条証明書(振替法第 86 条第 3 項に基づき直近上位機関から交付を受けた同法第 68 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面)を当社にご提示いただく必要がございますので、同日までに下記の提示先にご提出ください。なお、ご提出いただいた 86 条証明書は、当社において本社債権者集会終了までの間、一時お預かりさせていただきます。86 条証明書の受領と引き換えに、当社より「預り証」を本社債の社債権者様に送付いたしますので、本社債権者集会にご出席される場合には当該預り証の原本をご提示ください。
- ② 書面による議決権行使を行う場合は、平成 27 年 12 月 3 日(木曜日)午後 5 時必着にて議決権行使書を下記の提出先にご提出ください。なお、同一の社債権者様が

同一の議案に対し重複して議決権を行使した場合において、それぞれの議決権の行使内容が異なる場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取扱います。

- ③ 議決権行使書に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合は、賛として取扱います。
- ④ 本社債権者集会に関する参考書類および議決権行使書につきましては、下記のお問い合わせ先にお問合わせください。

※本社債に係る 86 条証明書の提示先および議決権行使書の提出先、ならびに本社債権者集会に関するお問合せ先

〒141-0031 東京都品川区西五反田 1 丁目 11 番 1 号

アイオス五反田駅前 407

AvanStrate 株式会社 事業管理本部

電話番号 070-1544-7861

Fax 03-6417-4341

E-Mail bond@avanstrate.com

以 上